平成２４年（フ）第２１１２号
札幌市豊平区美園２条６丁目３番３号　グリーンハイツ美園202号
債務者　川島さおり（旧姓江幡）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１９号
札幌市白石区中央３条１丁目１番13号　ファミールみかみＢ－６号
債務者　渡邉　光幸
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２０号
札幌市白石区中央３条１丁目１番13号　ファミールみかみＢ－６号
債務者　渡邉　光枝
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４５号
札幌市東区北18条東９丁目３番21号
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７６号
札幌市手稲区星置２条１丁目14番２―801号
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８５号
札幌市南区藻岩下２丁目２番56―104号
債務者　坂本　鶴夫
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１５号
北海道恵庭市駒場町１丁目11番４号
債務者　山田　弥生
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３７号
札幌市西区西野１条６丁目５番６号　第２花島荘102号
債務者　遠藤　禮子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３８号
札幌市西区西野１条６丁目５番６号　第２花島荘102号
債務者　遠藤　佳子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９号
千葉県東金市田間906番地20
債務者　今泉　義宏
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５０号
千葉県東金市上武射田854番地２
債務者　上田　国雄
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５７号
千葉県銚子市本城町２丁目186番地の３
債務者　田中　　孝（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
新潟県三条市三竹２丁目４番31―２号　あーべんとＡ号室、前住所新潟県燕市燕3093番地30
債務者　霜鳥　　猛
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５７号
新潟県三条市三竹２丁目４番31―２号　あーべんとＡ号室、前住所新潟県燕市燕3093番地30
債務者　霜鳥美和子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第６３号
新潟県三条市西裏館１丁目３番８号
債務者　村山　芳美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４２号
京都府舞鶴市八反田北町99番地―105号
債務者　谷本　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第７４２号
大阪府富田林市美山台７番３―1405号
債務者　岡村　　清
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７０号
堺市中区新家町547番地３　ヒルズ白鷺105号
債務者　小林　龍紹
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係